

(第1回、最終) 契約変更の内容

| | |
|--------------------------|--|
| 契約変更年月日 | 令和 8年3月13日 |
| 契約業者名 | 株式会社赤塚土木興業 |
| 契約業者の住所 | 茨城県つくばみらい市長渡呂252番地 |
| 工事の名称 | R 6 圏央道常総地区改良その1工事 (第2回変更) |
| 工事場所 | 茨城県常総市三坂新田町地先 |
| 工事種別 | 一般土木工事 |
| 工事概要 (変更した内容について記述する) | 道路土工 1式 法面工 1式 調整池工 1式 擁壁工 1式 舗装工 1式 排水構造物工 1式 防護柵工 1式 区画線工 1式 構造物撤去工 1式 仮設工 1式 |
| 工期 (自) | 令和 6年11月 8日 |
| 工期 (至) | 令和 8年 3月25日 |
| 契約前の変更金額 | ¥129,019,000 |
| 変更金額 | 増 ¥66,000 |
| 変更後の契約金額 | ¥129,085,000 |
| | 1. 道路土工 1) 監督職員との協議の結果、地盤改良工で発生した土砂を盛土材として使用したため、大輪SYからの土砂等運搬を減工し、現場内の土砂等運搬を増工する。 2) 関係機関との協議の結果、境界確認に時間を要したため、防草シートを削除する。 2. 法面工 関係機関との協議の結果、調整池の法面部において張芝から防草シートでの施工となったため、植生工を削除する。 |

変更理由

3. 調整池工

監督職員との協議の結果、調整池工で発生した土砂を路体盛土に流用することとなったため、現場内の土砂等運搬を追加する。

4. 擁壁工

監督職員との協議の結果、擁壁工で発生した土砂を路体盛土に流用することとなったため、現場内の土砂等運搬を追加する。

5. 舗装工

1) 監督職員との協議の結果、歩道の舗装の復旧が必要となったため、アスファルト舗装工を増工する。

2) 関係機関との協議の結果、設計の見直しが生じたため、コンクリート舗装工を減工する

6. 排水構造物工

1) 現地調査の結果、側溝の流末が既設集水桝にすり合わないことが判明したため、自由勾配側溝の規格を変更する。

2) 関係機関との協議の結果、管理者基準に則った施工の必要が生じたため、管渠工を増工する。

7. 防護柵工

1) 関係機関との協議の結果、境界確認に時間を要したため、防止柵工を削除する。

2) 現地調査の結果、油水分離柵において橋脚側に転落の危険性がないことが判明したため、防止柵工を減工する。

8. 区画線工

関係機関との協議の結果、歩道舗装の復旧により損傷した区画線の設置が必要となったため、区画線工を追加する。

9. 構造物撤去工

1) 歩道の舗装復旧の増工に伴い、舗装版切断の延長が増えたため、構造物取壊し工を増工する。

2) 現地調査の結果、架台コンクリート施工時に既設排水管が支障となることが判明したため、排水管撤去工を追加する。

10. 仮設工

1) 現地調査の結果、工事用車両の搬入路の確保が必要となったため、工事用道路工を増工する。

2) 関係機関との協議の結果、近隣の商業施設への防塵対策が必要となったため、防塵対策工を追加する。